

「令和7年度副・兼みやぎマッチング促進プロジェクト業務」企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和7年度副・兼みやぎマッチング促進プロジェクト業務」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

副業・兼業人材の活用促進により、県内企業の経営の安定化を図るほか、首都圏等の人材と本県との接点を契機に「移住・定住」や「デュアルライフ（二拠点生活）」の推進を図るため、副業・兼業人材の活用を求める県内企業と副業・兼業人材を結び付けるマッチングサイトを運用するとともに、県内企業の求人作成から副業・兼業人材との面談、採用まで伴走支援を行う。あわせて、副業・兼業人材の活用に関する県内企業への普及啓発及び県内外の副業・兼業人材に対する広報により、マッチングサイト利用への誘導を図る。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務の内容

「令和7年度副・兼みやぎマッチング促進プロジェクト業務」企画提案に係る仕様書のとおりとする。

(2) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 事業費（委託上限額）

38,099,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約をすることを約束するものではない。

4 企画提案事業に応募できる者に必要な資格等に関する事項

(1) 応募者の資格

宮城県に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者とする。

(2) 応募者の条件

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ロ この事業の応募開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

ハ 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ニ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

ホ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該

当しない者であること。

へ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。

ト 宮城県内に職業紹介事業の許可を受けた事業所を有している、または、事業開始までに職業紹介事業の許可を受けた事業所を確実に設置することができ、取扱職種が「全職種」で、かつ、取扱地域が「日本国内」の者であること。

5 企画提案の事項

仕様書及び「8（3）審査基準」の内容を踏まえ、下記の事項を記載すること。

- (1) 仕様書「5 委託業務の内容」の実現案
- (2) SLA（Service Level Agreement）案及びサイト運用・保守体制
- (3) 業務運営体制
- (4) スケジュール

6 事業に関する質問受付及び回答並びにシステム仕様書提供依頼

(1) 質問受付及び回答

本事業に関する質問については、質問書（様式第1号）を提出すること。（口頭及び電話による照会については応じない。）

イ 提出先等

- (イ) 受付期間 令和7年1月23日（木）から令和7年1月29日（水）午後5時まで
- (ロ) 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班
- (ハ) 提出方法 指定様式（様式第1号）を用いて、E-mailの方法のみにより受け付けるものとする【E-mail アドレス：koyousu@pref.miyagi.lg.jp】。
- (ニ) 回答 質問に対する回答は、集約したものを、本県公式ウェブサイトの雇用対策課のホームページにおいて令和7年1月31日（金）に公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。

ただし、参加資格に関することや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(2) システム仕様書提供依頼

仕様書9（1）ハに記載のシステム仕様書の提供希望がある場合は、システム仕様書提供依頼書（様式第2号）を提出すること。

イ 提出先等

- (イ) 受付期間 令和7年1月23日（木）から令和7年1月29日（水）午後5時まで
- (ロ) 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班
- (ハ) 提出方法 指定様式（様式第2号）を用いて、E-mailの方法のみにより受け付けるものとする。【E-mail アドレス：koyousu@pref.miyagi.lg.jp】
- (ニ) 提供 提出があった日の翌日から起算して二日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（23年法律第178号）に規定する休日を除く）に、電子メールにてシステム仕様書を提供する。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和7年2月6日(木)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (3) 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班
宮城県庁行政庁舎14階 北側
- (4) 提出書類
 - イ 企画提案提出書(様式第3号) 1部
 - ロ 企画提案書 9部
規格:A4判、片面印刷25ページ以内(表紙及び目次はページ数に含まない。)
表紙を付け、ページに通し番号を付すること。
表紙には、提案事業者の名称を記載すること。
 - ハ 機能チェックリスト(別紙1) 9部
 - ニ 企画提案応募条件に係る宣誓書(様式第4号) 1部
 - ホ 事業経費参考内訳書(様式第5号) 9部
 - ヘ 類似業務の実績 9部
- (5) 提出後の変更
提出された書類について、提出後の差し替え、追加、変更及び取消は一切認めない。
また、提出された書類は、一切返却しない。
- (6) 無効の取扱い
次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。
 - ロ 本募集要領等に従っていない場合。
 - ハ 下記8(5)に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合。
 - ニ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
 - ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が企画提案書を提出した場合。
 - ヘ 次に該当する場合
民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案。
- (7) その他
 - イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第6号)を提出すること。
 - ロ 企画提案書の再提出は、認めない。
 - ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
 - ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

8 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定方法

「令和7年度副・兼みやぎマッチング促進プロジェクト業務」プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募のあった事業の企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、1者を契約予定者として選定する。

(2) 審査・選定方法

イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、下記（3）の審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。

ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した評価点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

(3) 審査基準

イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）とする。

	審査項目	配点(点)
1	副業・兼業人材の活用に向けた社会動向や県内企業における課題の分析 ① 副業・兼業人材の活用に向けた現状と課題の分析が適切に行われているか。	10
2	県内企業との接点創出と求人掘り起こしまでの支援業務及び事業計画 ① 多数の県内企業と接点を持つことが可能な提案か。 ② 提案内容は求人の掘り起こすために有効であるか。	20
3	副業・兼業人材への広報に係る事業内容及び事業計画 ① 提案内容は、マッチングサイトへの副業・兼業人材を誘導するのに有効であるか。	10
4	副業・兼業人材と県内企業とのマッチング支援の実施内容及び体制 ① 提案内容は、マッチングまでの伴走支援として有効な内容となっているか。	10
5	各関係機関との連携内容 ① 提案内容は、本事業の推進のため有効な内容となっているか。	10
6	本事業を通じたマッチング件数に対する達成工程 ① KPIの達成見込は実現可能性の高いものになっているか	10
7	マッチングサイトの運用・保守体制 ① SLA（Service Level Agreement）の内容などサイトの運用体制は妥当か。 ② マッチングサイトのセキュリティ対策や障害発生時の対応など保守体制が適切に整備されているか。	10
8	事業全体に係るスケジュール ① 全体スケジュールは提案内容を実施するに当たり実現性があり、適切なリスク管理がされているか。	10

9	事業全体に係る実施体制・運営体制 ① 事業全体の実施体制、運営体制は提案内容を実施するに当たり適切であり、十分なリスク管理がされているか。	10
---	--	----

ロ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位：0点

(4) 一次審査（書面審査）

イ 一次審査の実施日

令和7年2月7日（金）

ロ 審査の実施方法

提案事業者が3者を超えた場合に、応募のあった企画提案書について、上記（3）の審査項目及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位3者を選定する。

ハ 一次審査結果の通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を書面にて通知し、併せて、上位3者にはプレゼンテーション審査日程を通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ プレゼンテーション実施日（予定）

令和7年2月12日（水）（時間は追って通知する。）

ロ 実施会場

宮城県庁行政庁舎14階 南側 経済商工観光部会議室

ハ 実施方法

- ・出席者は1応募者につき3名以内とする。
- ・1応募者当たりの持ち時間は60分以内（説明30分以内、質疑応答20分以内、評価10分）とし、県から指示した時間で順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うものとし、プロジェクター及びパソコンの使用並びに当日の追加資料配付は原則として認めない。

ニ 審査結果の通知

企画提案書及びプレゼンテーションにより、上記（3）の審査基準に基づいて選定委員が審査し、採点評価・順位付けを行い、上記（2）の方法により1者を選定する。審査が終了次第、プレゼンテーション出席者に審査結果を書面にて通知することとし、選定結果については、後日宮城県経済商工観光部雇用対策課ホームページにて公表する。

9 応募者が1者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

上記8（5）によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を契約予定者として選定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

10 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。宮城県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結するものとする。

なお、選定された事業者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者とする。

また、委託業務の実施に関して、契約予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、実施の業務内容や進め方については、随時県と協議して決定する。

11 企画提案実施に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年1月23日（木）
（県出納局契約課及び県経済商工観光部雇用対策課のホームページに掲載する。）
- (2) 募集内容に関する質問受付・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年1月23日（木）から
1月29日（水）午後5時まで 必着
- (3) 質問に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年1月31日（金）
- (4) 企画提案書の提出締切・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年2月6日（木）午後5時まで 必着
- (5) 一次審査（応募者が3者を超えた場合）・・・・・・・・令和7年2月7日（金）
- (6) 一次審査の結果（応募者が3者を超えた場合）及び
プレゼンテーション審査の日程通知・・・・・・・・令和7年2月7日（金）
- (7) プレゼンテーション審査・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年2月12日（水）
- (8) プレゼンテーション審査結果の発表・・・・・・・・令和7年3月下旬
- (9) 選定業者との契約に関する準備・・・・・・・・令和7年3月下旬
- (10) 契約締結予定日・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年4月1日（火）

12 企画提案実施に当たる広報

本業務の企画提案募集要領及び企画提案に係る仕様書については、令和7年1月23日（木）から、宮城県出納局契約課及び宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページにおいて公開する。

13 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 委託者（県）と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上決定するものとする。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。
- (3) 委託者（県）と受託事業者が契約を締結するに当たり、両者がサービス内容及びサービス品質についての事前の合意内容を明文化した SLA（Service Level Agreement）を企画提案書等の内容に基づき締結することとする。
- (4) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより

企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など)を除き、開示することとなる。

- (6) 本業務は、国の交付金を財源として実施する予定であり、交付金が不採択又は減額交付となったときは、契約手続の中止、契約の解除、契約金額の減額等を行う。
- (7) 本業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続を進めているものであるため、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続の中止や契約の解除を行う。